

事務連絡
令和6年7月12日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・政令指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

蛍光ランプ交換に関する情報提供について

先般、「蛍光ランプ交換に関する安全啓発リーフレットの送付について」（令和6年6月10日付け事務連絡）により、一般照明用蛍光ランプの代替品としてLEDランプを使用する際の注意喚起をしたところですが、下記のとおり補足事項を情報提供いたします。

記

一般照明用蛍光ランプをLEDランプに交換する際は、「一般照明用蛍光ランプの照明器具に内蔵された安定器を切り離す工事（以下「バイパス工事」という。）」又は「照明器具本体の交換」等を行う方法があります。バイパス工事を適切に実施した器具でLEDランプを使用する場合は、安定器に起因する火災のおそれはありません。

なお、交換に際しては、必要に応じ、専門知識を有する方に相談等するよう周知願います。

各消防本部において、先般発出いたしました事務連絡及び別添リーフレットを火災予防の広報等に利用する場合は、この点にご留意の上、実施していただきますようお願いいたします。

(問合せ先)

消防庁予防課予防係

担当：泉 村松

電話：03-5253-7523

E-mail：j.muramatsu@soumu.go.jp